

「長崎県離職者雇用促進助成金」のご案内

要件を拡充し2次募集を実施します！！

新型コロナウイルスの影響により離職を余儀なくされた方を**無期雇用労働者又は有期雇用労働者として雇入れた**県内中小企業事業主に対して助成金を支給します

支給額

対象者1人あたり (最大) (最大)
無期雇用 **10万円/月** 有期雇用 **5万円/月**

- 1事業主あたり2人まで
- 対象労働者の1ヶ月あたりの賃金が支給額を下回る場合は、その額を上限

支給対象期間

雇入れ日から令和3年3月31日までの雇用期間（経過月数）に応じて支給

雇入れ日	助成額	申請期限	請求期限
令和2年12月12日から令和3年1月1日	3ヶ月分	令和3年 3月23日 (金)	雇入れ日から3ヶ月経過した日
令和3年1月2日から2月1日	2ヶ月分		雇入れ日から2ヶ月経過した日
令和3年2月2日から3月11日	1ヶ月分		雇入れ日から1ヶ月経過した日 ※3月1日以降の雇入れ日の場合は4月1日

から令和3年4月9日(金)まで

■対象労働者

令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方

■対象事業主

対象労働者を令和2年12月12日から令和3年3月11日までに無期又は有期雇用契約で雇入れし、1ヶ月以上継続（※）して雇用した県内中小企業事業主

【雇用期間の要件】

※雇入れ日が3月1日から3月11日の場合は、3月31日まで継続して雇用していることが条件

- ＜無 期＞期間の定めのない雇用
- ＜有 期＞1か月以上の期間があり、契約更新の可能性があること
(自動更新または更新する場合がある)

■支給要件

1. 対象労働者の1週間の所定労働時間が20時間以上であり、雇用保険に加入していること
2. 対象労働者の主たる勤務地が県内の事業所であること
3. 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から交付請求日までの間に、従業員を事業主都合で解雇していないこと。
4. 請求する日までに対象労働者が離職していないこと
5. 長崎県税の未納がないこと



不支給要件

次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を支給しない。 ※この他にも要件がありますので、詳しくは県HPをご覧ください。

(1) 対象者が次のイからニのいずれかに該当する場合

- イ 雇入れ事業主との関係において、雇入れ日の前日から過去1年間に、雇用、請負、委任、出向、派遣の関係により当該雇入れ事業主において就労したことがある者
- ロ 雇入れ日の前日から過去1年間に、雇入れ事業主の事業所において、通算して3か月を越えて訓練・実習等を受講したことがある者
- ハ 雇入れ日の前日から過去1年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがある者
- ニ 対象者が、雇入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）である者

(2) 対象者について、雇入れ又は人材育成に係る経費を助成対象とする次のイからニの各種助成金等の支給を受けている場合

- イ 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）
- ロ 特定求職者雇用開発助成金
- ハ トライアル雇用助成金
- ニ その他国又は地方公共団体で実施する雇入れや人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等

(3) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする。）を行っている場合

【申請】

- ・ 申請方法 対象労働者を雇入れ後、申請書類を県へ提出
- ・ **申請期間** **令和3年2月24日（水）～令和3年3月23日（火） ※必着**
- ・ 申請書類
 - ① 支給申請書（県ホームページからダウンロード）
 - ② 事業主及び対象者に係る報告書（県ホームページからダウンロード）
 - ③ 対象労働者が令和2年4月1日以降に離職したことが分かる書類
例：離職票、履歴書の写し 等
 - ④ 「資本金等の額」「常時雇用する労働者の数」「事業内容」が確認できる書類 例：履歴事項全部証明、会社パンフレット 等
 - ⑤ 長崎県税の納税証明書（未納がない証明）

【請求】

- ・ 申請方法 対象労働者を雇入れ後、1～3ヶ月経過後に請求書類を県へ提出
- ・ **請求期限** **令和3年4月9日（金）まで ※必着**
- ・ 請求書類
 - ① 交付請求書（県ホームページからダウンロード）
 - ② 対象者に係る報告書（別記様式第5号）
 - ③ 対象者に係る1～3ヶ月分の出勤状況及び賃金額を確認できる書類の写し
 - ④ 公共職業安定所長が交付する対象者に係る「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」の写し
 - ⑤ 振込みを希望する口座の預金通帳の写し

◎「申請様式」のダウンロードや詳しい要件等は、長崎県のホームページをご覧ください。
※各申請様式は、令和3年2月19日（金）からダウンロードできます。

◎申請・問い合わせ先

検索

長崎県離職者雇用促進助成金

長崎県産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班

住 所：〒850-8570

長崎市尾上町3-1

電 話：095-895-2714